

議案第 1 2 号

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給額を引き上げる改定に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給額を引き上げる改定を行うため、併せて、平成 29 年 3 月 31 日まで市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の減額に関する特例期間の延長その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1000 分の 1975」を「1000 分の 2025」に、「1000 分の 2125」を「1000 分の 2175」に改める。

附則第 6 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

(羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改め、「第 3 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第 6 条第 2 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成 27 年 12 月に支給する期末手当の額は、新条例第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項中「1000 分の 2175」とあるのは「1000 分の 2225」と読み替えて得た額とする。

(期末手当の内払)

3 第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支

給された期末手当は、新条例の規定を適用する場合における期末手当の内払とみなす。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 6 条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>1000 分の 2025</u>、12 月に支給する場合においては <u>1000 分の 2175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第 7 条～第 11 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 27 年 4 月 1 日から<u>平成 29 年 3 月 31 日</u>までの間、職員の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p> <p>表 省略</p> <p>第 2 条関係 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成 27 年 4 月 1 日から<u>平成 29 年 3 月 31 日</u>までの間、教育長の給料については、第 2 条の規定にかかわらず、月額 644,000 円とする。ただし、第 3 条第 2 項<u>及び第 3 項</u>の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の</p>	<p>第 1 条関係 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 6 条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>1000 分の 1975</u>、12 月に支給する場合においては <u>1000 分の 2125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第 7 条～第 11 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 27 年 4 月 1 日から<u>平成 28 年 3 月 31 日</u>までの間、職員の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p> <p>表 省略</p> <p>第 2 条関係 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成 27 年 4 月 1 日から<u>平成 28 年 3 月 31 日</u>までの間、教育長の給料については、第 2 条の規定にかかわらず、月額 644,000 円とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の</p>

額の算定の基礎となる給料の月額は、第 2 条に定める月額とする。

基礎となる給料の月額は、第 2 条に定める月額とする。